

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、下記推薦基準に基づき、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会にて、機構から示される人数の範囲内で選考し、機構に推薦するものとする。

【注】学校から推薦された生徒についても、機構において家計に関する選考があり、基準を満たさない場合は採用候補者とならない場合がある。

記

1. 人物について

以下の①～③全てに該当すること。

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望を持っている。
- ②校則を遵守し、本校生にふさわしい学校生活を送っている。
- ③学校行事等では他の生徒と協力するなど、十分な協調性も備えている。

2. 学力及び資質について

以下の①、②いずれかに該当すること。ただし社会的養護を必要とする生徒（注）は③に該当すること。※既卒者の評定平均値については高校在学3カ年の平均値とする。

①高校2年次修了までの評定平均値が4.3以上である。

②以下のア～ウいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ（i）か（ii）のいずれかに該当する。

ア：部活動等の課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ：生徒自治会の役員を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

（i）高校2年次修了までの評定平均値が4.0以上である。

（ii）上記（i）に準じる学習成績を収め、学校長が特に認めた者。

③以下のア、イいずれかに該当する。

ア：高校1年次、及び2年次の評定平均値3.5以上の科目が1つ以上ある。

イ：進学先での学修に対する強い意欲が認められる。

3. 家計について

生計を維持する者が以下の①、②いずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒は③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、生徒の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

尚、選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

- ①市区町村民税所得割を課されていない。（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ②奨学金申込日現在において、生活保護を受給している。
- ③以下（注）の施設等に入所等している。（生徒が18歳時点で入所等している、または入所等していることが見込まれる）

（注）社会的養護を必要とする生徒とは、奨学金申込時に、以下の①～⑥の施設等に入所している（生徒が18歳時点で入所等していた、または入所等していることが見込まれる）生徒をいう。

- ①児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
- ②児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第6条の4に規定する者）